

荒尾市立万田小学校 PTA 会則

【名称及び事務局】

第1条 本会は、荒尾市立万田小学校 PTA と称し、事務局を本校内(熊本県荒尾市万田 696 番地 1)に置く。

【目的】

第2条 本会は、保護者と学校職員が協力して学校及び地域における教育に関し理解を深め、
営利活動に関与せず、教育の振興と児童の健全な成長並びに会員相互の資質の向上と親
睦を図ることを目的とする。

【活動方針】

第3条 本会は目的達成のために次の活動を行う。

1. 児童の健全育成に関すること。
2. 児童及び会員の学習・研修に関すること。
3. 学校・家庭及び関係団体との連絡提携に関すること。
4. その他目的達成に必要なこと。

【会員】

第4条 本会の会員は、本校児童の保護者及び学校職員とし、本会の活動に積極的に参加
するものとする。

【役員・役員任期】

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 数名
 - (3) 書記 2名 (保護者 1名・学校職員 1名)
 - (4) 会計 2名 (保護者 1名・学校職員 1名)
 - (5) 顧問 1名 (校長)
2. 役員の任期は1年とし、再選は妨げない。
 3. 役員に欠員が生じた場合の後任者については、運営委員会で決定し、その任期は前任者の残任期間とする。
 4. 書記・会計に補佐を置くことができる。

【役員の選任】

第6条 役員の選任は、この会則に定めるほか、別に選任規則で定める。

【役員の職務】

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、全ての業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、会長及び副会長を補佐し、本会業務を掌握し、会議を記録してその記録
を保管する。
- (4) 会計は、本会に属する収支の適正を図り、会計業務を行う。
- (5) 顧問は、会務に協力し、助言を行う。

【総会】

第8条 総会は、会員の過半数以上の出席（委任状も含む。）をもって成立し、出席者の過半数の賛同により議決される。

2. 議長は、役員以外の出席者から選出する。
3. 総会においては、次の事項を審議する。
 - (1) 会務報告に関すること。
 - (2) 決算・予算に関すること。
 - (3) 会則の改正に関すること。
 - (4) 役員の選任に関すること。
 - (5) その他会長が必要と認めるうこと。

4. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上の要求をもって開催する。

【役員会】

第9条 役員会は、役員及び学校職員をもって構成する。

2. 役員会においては、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に関すること。
 - (2) 各委員会の事業に関すること。
 - (3) 本会の運営に関すること。
 - (4) その他会長が必要と認めるうこと。

【運営委員会】

第10条 運営委員会の構成は次の通りとする。

- (1) 役員
- (2) 各委員会代表
2. 運営委員会においては次の事項を審議する。
 - (1) 総会から付託された事項
 - (2) 委員会から提案された事項
 - (3) 総会に提案する事項
 - (4) 本会運営に関する事項

【委員会】

第11条 本会に次の委員会を置くことができる（各学年より選出）。

- (1) 学年委員会
- (2) 地域委員会
- (3) 体育委員会
- (4) 広報委員会
- (5) 研修委員会

【委員会の構成及び職務】

第12条 委員会の委員は、会員の中から選出し、会長が委嘱する。

2. 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
3. 委員会の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 学級及び学年活動・校内美化に関する事。
 - (2) 地域活動及び生活指導に関する事。
 - (3) 講演会及び研修・文化活動に関する事。

- (4) 体育活動に関すること。
- (5) 広報紙の発行に関すること。
- (6) その他必要なこと。

【経 費】

第13条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもってあてる。

【会 費】

第14条 本会の会員は、会費を納めるものとし、その額は総会において決定する。

【監 査】

第15条 本会の会計を監査するため、2名の会計監査委員を置く。

- 2. 会計監査委員は、役員以外の会員の中から会長が委嘱する。
- 3. 会計監査委員は、総会において会計監査報告を行わなければならない。

【会計年度】

第16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【規則及び規程】

第17条 本会則に定めるほか、規則及び規程を制定することができる。

- 2. 規則及び規程の制定及び改廃は、運営委員会において行う。

附 則

- この会則は、平成23年4月1日から施行する。
- この会則は、平成24年2月3日から施行する。
- この会則は、平成26年4月19日から施行する。
- この会則は、平成29年4月1日から施行する。
- この会則は、令和4年4月1日から施行する。

万田小学校PTA役員選任に関する規則

第1条 本会会則に定める役員の選任は、推薦委員会で推薦し、承認は総会において行う。

第2条 推薦委員会は、各学級から選出された委員（各学級から1名）をもって構成する。

- 2. 推薦委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3. 委員の任期は、役員の決定までとする。
- 4. 推薦委員会は、委員長が招集する。

第3条 本規則に定めるほか、必要と認められることは推薦委員会で定めることができる。

附 則

- この規則は、平成23年4月1日から施行する

荒尾市立万田小学校PTA個人情報取扱規則

【目 的】

第1条 荒尾市立万田小学校PTA（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名

簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

【責務】

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

【管理者】

第3条 本会における個人情報データベースの管理責任者は、会長とする。

【取扱者】

第4条 本会における個人情報データ取扱者は、役員・各委員会委員長とする。

【秘密保持義務】

第5条 個人情報データベース管理者及び取扱者は、活動上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

【収集方法】

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

【周知】

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料やPTA新聞等で会員に周知する。

【利用】

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) PTA会費の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・会計監査・会員・常任委員・登校班等の名簿の作成
- (4) 委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
- (5) PTA新聞への掲載

【利用目的による制限】

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

【管理】

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となつた個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

【保管及び持ち出し等】

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

【第三者提供の制限】

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供をしてはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行